

## 燃料単価契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、ボイラー用燃料（灯油）を乙が甲に供給し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

### （契約の要項）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

- （1）品名                      ボイラー用燃料
- （2）規格                      灯油
- （3）契約単価                      円（消費税及び地方消費税抜き）
- （4）契約保証金                      那覇市契約規則第30条第1項第12号により免除する
- （5）履行期間                      令和7年7月1日から令和7年9月30日
- （6）納入場所                      甲の指定する場所
- （7）支払代金は、契約単価×使用量に消費税及び地方消費税を加えた額とする。なお、1円未満は切り捨てにする。

### （納入方法）

第2条 乙は、前条第5号の契約期間中、甲の発注するごとにその都度指定する期日（以下「納入期限」という。）までに現品を納入するものとする。この場合、乙は直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

### （検査）

第3条 甲は、前条の規定により納入の通知を受けた時は、物件の検査を行うものとする。

2 乙は前項の検査に立ち会わない時は、その検査の結果について異議を申し立てることはできない。

### （危険負担）

第4条 物件納入に際して生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害の発生が、甲の責めに帰すべき理由による場合はその限りでない。

### （納入期限の延長）

第5条 乙は、天災地変その他乙の責めに帰する事が出来ない理由により納入期限内に物件を納入することが出来ないときは、納入期限内に、甲に対して納入期限の延長を求める事ができる。その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

### （履行遅滞）

第6条 乙の責めに帰すべき理由により、納入期限までに納入することが出来ない場合において期限後に納入の見込みがあるときは、甲は遅滞料を徴収して納入期限を延長することができる。その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の遅滞料は、納入期限の翌日から納入した日までの日数1日につき遅延部分に相当する代価に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

### （代価の支払い）

第7条 乙は、毎月10日までに前月中に納入した分を取りまとめた上、甲の確認を経てその代金の支払いを甲に請求するものとする。

2 代金は、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。  
(解除)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することが出来る。

- (1) 契約の締結又は義務の履行について不正の行為があったとき。
- (2) 納入期限内に物件の引き渡しが出来ないとき。
- (3) 納入期限内に明らかに契約履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 前各号の他に、乙がこの契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達する事が出来ないと認められるとき。
- (5) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合は、乙は契約単価×予定数量の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙の従事者が、この業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲が特に承認した場合の他、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(疑義の決定等)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚

乙